

第3期芸西村子ども・子育て支援事業計画策定支援業務 仕様書

1. 業務名

第3期芸西村子ども・子育て支援事業計画策定支援業務

2. 期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3. 目的

本業務は、子ども・子育て支援法に規定される子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたって、子育て世代へのアンケート調査、事業量の推計・目標量の設定、計画骨子案の策定、計画案の策定、会議等の運営支援などを実施し、第3期子ども・子育て支援事業計画を策定することを目的とする。

4. 業務内容

(1) 国・先進自治体等の情報収集及び整理分析

国が示す計画策定に関する関連法令や基本方針、先進自治体等の動向を随時調査し、計画案検討に必要な情報収集及び整理分析を行う。

(2) アンケート調査の実施

地域の多様な子育てニーズを把握し、計画策定の基礎資料とするため、住民の子育て支援に関する生活実態や意向についてアンケート調査を行う。

【アンケート調査の実施概要】

調査対象	① 就学前児童の保護者 115 票（回収率 80%見込み） ② 小学生児童の保護者 170 票（回収率 80%見込み）
調査方法	① については、保育所・幼稚園経由にて配布・回収 ② については、小学校経由にて配布・回収
設問設計	受託者は、国の手引きや基本指針を基に、現在の課題や社会的動向などを踏まえて、調査票案設計に係る助言・アドバイス・情報提供・設問案提案を行う。

(3) アンケート調査の分析

アンケート調査に関し、調査票の回収、回収した調査票の入力・集計を行い、調査結果を分析したうえで報告書に取りまとめる。なお、調査対象①広域利用、保育所等を利用していない児童の保護者については、郵送での配布・回収を想定。（15 票）また、調査票の設計及び印刷、発送用・返信用封筒の印刷、発送用封筒への封入・封緘は受託者が行う（発送・回収にかかる経費は受託者が負担する）。

※対象者の抽出、宛名ラベルの作成は委託者が行う。

(4) 現状の分析と課題の整理

上記アンケート調査結果及び第2期計画の取組への評価などを整理し、子ども・子育て支援に関わる課題を抽出する。

(5) 需要量の推計及び目標量の設定

アンケート調査結果及び過去のサービス利用実績等から、子ども・子育て会議の審議経過などを加味し、計画における各種事業の目標量を設定する。

(6) 計画骨子案・素案の作成

計画の構成、施策体系等の検討を行い、各種事業の目標量や事業計画の方向性を反映した事業計画案を作成する。

(7) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関するアドバイスを行う。

(8) 会議の運営支援

子ども・子育て会議（3回程度）の運営について、会議資料を作成するとともに、必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイスや議事要旨の作成、計画への反映を行う。

(9) 第3期子ども・子育て支援事業計画策定に係る全国自治体の意向情報の提供

こども基本法制定等の制度的状況変化の中で、今後の第3期子ども・子育て支援事業計画策定等に関する全国の自治体意向等を把握するため、受託者が独自に実施した全国自治体調査によって把握した情報を提供すること。なお、把握情報は最低 600 サンプル（市区町村）を有することとする。

(10) 子ども・子育て支援やこども施策に係る先進事例の提供

計画策定に伴う各検討組織及び発注者において、施策を検討する際の資料とするため、全国都市の特色ある施策の事例提供を行う。事例提供内容は類似団体等の比較検討を実施するため、団体名・人口などの基本情報はもとより、施策の事業期間・総事業費・担当部局名をはじめ、目的・特色・関係条例名などの先進事例を約 30 件程度、提供すること。

(11) 子ども・子育て支援やこども施策に関する情報提供支援

子ども・子育て（こども施策）に関する動向は日々目まぐるしく変化しており、本計画は国の方針を鑑みながら策定することが必要である。厚生労働省や内閣府（こども家庭庁）等から指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容の要約版を作成して提供するとともに、計画書案への反映を検討する。

(12) 打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者と監督員は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録

簿等)に記録し、相互に確認することとする。

5. 成果品

- (1) アンケート調査報告書 (A4 判、100 頁程度) : 1 部
- (2) 第3期子ども・子育て支援事業計画 (A4 判、表紙カラー、本文 100 頁程度、1 色刷) : 50 部
- (3) 子ども・子育て支援やこども施策に係る先進事例冊子 : 1 部
- (4) 子ども・子育て支援やこども施策に関する情報提供支援 (要約版) : 1 部
- (5) 上記関連データ一式

6. その他

- (1) 本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ協議し、決定すること。
- (2) 当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、協議の上、本業務内容を変更することができる。
- (3) アンケート調査業務を実施する際には、個人情報に関する扱いを適正に対応することが必須であることから、受託業者はプライバシーマークの認証を取得し、複数回以上更新していること。
- (4) 本計画には、専門的知識や計画化の技術が必要であるとともに、絶えず変化する社会情勢等を視野にいれた計画づくりと、先進市町村の情報等を吸収し、全国的視野で検討された計画づくりを考慮する必要があるため、全国で第2期子ども・子育て支援事業計画の支援実績が100件以上あること。